

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全装置搭載車を自動車販売店で注文(売買契約)

※補助対象には要件があります。表面の内容をご確認ください。

(2) 補助金交付申請書を生活安全課へ提出

・新車登録日から2か月以内又は年度末の3月31日のいずれか早い日まで、下記の添付書類を添えて申請してください。

添付書類

- ① 運転免許証のコピー
- ② 自動車の売買契約書又は注文書のコピー
- ③ 自動車検査証のコピー
- ④ 安全装置搭載車販売証明書
- ⑤ 市税完納確認書

(3) 通知書(補助金交付決定通知書)が郵送で到着

(4) 補助金が指定口座に振り込まれます。

運転に不安を感じている方は、免許運転の自主返納をご検討ください

運転免許証の自主返納とは、有効期限内の運転免許証を保有しているが、居住地の警察署等に、ご自身の申し出により、運転免許証の取り消しをする制度です。

また、運転免許証を自主返納して5年以内の方であれば運転経歴証明書が申請できます。身分証明書としても利用できます。(交付手数料1,100円、公安委員会が交付)

◆お問合せ

今市警察署交通課 ☎0288-23-0110

受付時間: 平日(8:30~11:00/13:00~15:00)

日光警察署交通課 ☎0288-53-0110

受付時間: 平日(8:30~11:00/13:00~15:00)

運転免許センター ☎0289-76-0110

受付時間: 平日(8:30~11:00/13:00~15:00)

日光市高齢者運転免許証自主返納支援事業について

車の運転に不安を感じている方へ。高齢者の交通事故が多発しています。交通事故が起きる前に「運転免許の自主返納」を考えてみてはいかがでしょうか。

日光市では、運転免許証を自主返納した高齢者の方を対象に、市内において利用できる「市内バス・タクシー共通利用券(11,000円分)」の交付を行っています(交付は1回のみとなります)。

※対象者……市内在住の65歳以上で運転免許証を保有している方

◆お問合せ

日光市役所生活安全課 ☎0288-21-5151

受付時間: 平日(8:30~17:15)